

# 我孫子市空家等の適切な管理に関する条例

平成 28 年 3 月 22 日条例第 10 号

改正

平成 28 年 12 月 28 日条例第 32 号

我孫子市空家等の適切な管理に関する条例

我孫子市空き家等の適正管理に関する条例(平成 25 年条例第 31 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(情報の提供)

第 3 条 何人も、適切に管理されていない空家等があると認めるときは、市にその情報を提供することができる。

(応急措置)

第 4 条 市長は、空家等が適切な管理が行われていない状態にあつて危険を回避する必要がある、かつ、所有者等が速やかにその危険を回避するために必要な措置をとることができないと認めるときは、当該危険を回避するために必要な最低限度の応急措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を講じようとするときは、当該空家等の所有者等の同意を得るものとする。ただし、所有者等の所在が判明しないときその他やむを得ない事由により所有者等の同意が得られないときは、この限りでない。

(関係機関との連携)

第 5 条 市長は、空家等が適切に管理されていない状態を改善するために必要があると認めるときは、本市の区域を管轄する警察その他関係機関に対し、立入調査等により得た情報を提供し、必要な協力を求めることができる。

(我孫子市空家等対策協議会)

第 6 条 法第 7 条第 1 項の規定により、我孫子市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、空家等に関する施策を推進するために必要な事項  
(協議会の組織)

第7条 協議会は、委員9人以内で組織する。

2 協議会の委員は、市長（市長が代理人を指定したときは、当該指定した者）のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 宅地建物取引業者
- (4) 土地家屋調査士
- (5) 建築士
- (6) 社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会に属する者
- (7) 我孫子市商工会に属する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者  
(委員の任期)

第8条 委員（市長を除き、前条第2項の規定により市長が指定した者を含む。以下同じ。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を取りまとめ、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(協議会の運営)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。